

二条城警備業務に係る事業者選定実施要領

1 目的

この要領は、二条城警備業務について、プロポーザル方式により受託業者を選定する手続について、必要な事項を定める。

2 概要

- (1) 委託業務名称
二条城警備業務
- (2) 業務内容
別紙仕様書のとおり
- (3) 業者選定の方式
プロポーザル方式による総合評価を行い、参加業者の中から審査によって1者を選定する。

3 参加資格

受託候補者の指名に当たっては、次の資格要件を全て満たしていることを前提とする。

- (1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録している者であること。
- (2) 公募開始（令和5年1月12日（木））から契約の日の前日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止処分を受けていないこと。
- (3) 警備業法（昭和47年法律第117号）及び警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号）による認定を受けている業者であること。
- (4) 本公募は単体事業者に加え、100%出資のグループ企業（子会社）と共同して参加することを可能とする。その場合、代表者は親会社とし、両者の資本関係が分かる資料を提出すること。

4 委託料上限額

年額80,000,000円（税込）

5 参加業者の受付・提案書の提出

(1) 提出資料

次の書類（原本1部、写し7部の計8部）を郵送又は持参により提出して下さい。

- ア 参加申請書（第1号様式、共同参加の場合は第1-2号様式）
- イ 技術提案書（第2号様式）
- ウ 業務実施に関する調書（第3号様式）
- エ 見積書（第4号様式）
- オ 配置警備士責任者調書（第5号様式）

(2) 提出期限

参加申請書 令和5年1月24日（火）必着（持参の場合は午後5時まで）

技術提案書等 令和5年1月27日（金）必着（持参の場合は午後5時まで）

※ 仕様書等についての質問等がある場合は、下記担当に令和5年1月18日（水）午後5時までに、別紙の様式（第6号様式）に記載の上、郵送、持参又はFAXで送付して下さい。回答については、令和5年1月20日（金）を目途に二条城のHP上で公表します。

(3) 提出先

京都市元離宮二条城事務所（担当：庶務係）

〒604-8301 京都市中京区二条城町5-4-1
TEL：075-841-0096 FAX：075-802-6181

(4) その他

当該プロポーザルの参加に伴う提案書作成等の経費については、参加者負担とする。

6 提出資料記載上の留意点

以下の留意点及びWEBサイト「京都市情報館」で公開する本「実施要領」、「仕様書」等を熟読のうえ、書類を提出すること。

(1) 技術提案書 **第2号様式**

技術提案書類の表紙として記入すること。

(2) 業務実施に関する調書 **第3号様式**

ア 警備全般

警備全般における、警備方針及び緊急対応等について具体的に記入すること。

イ 有人警備

有人警備における、能力及び員数について具体的に記入すること。

ウ 機械警備

機械警備の範囲、設置方法について具体的に記入すること。

(3) 見積書 **第4号様式**

本業務の受託見積金額（消費税及び地方消費税を含まない。）を本様式に記入し、本様式とは別に応募者で使用している様式での見積書（内訳付き）も提出すること。

(4) 配置警備士責任者調書 **第5号様式**

本業務に配置予定の警備士責任者について、本様式に記入するとともに、警備士責任者が有する資格等を証明する書類を提出すること。

7 審査方法

- (1) 以下の評価項目に基づき、応募事業者からの提出資料及び事業者に対するヒアリングにおいて、審査・選定を行う（ヒアリングは2月上旬に行い、場所及び詳細な時間については、別途連絡する。なお、ヒアリング当日の資料配布等は認めない。）。

評価項目		評価事項
(ア)警備全般	警備方針	二条城における警備課題の抽出
	緊急対応	緊急時の応援体制 (15分以内の参集)
	訓練	防災・テロ訓練(年1回)、スキルアップ訓練(年4回)の企画・実現度合
	その他	・定期的な警備業務の見直し方法、マニュアル作成の支援 ・市内に本社があること
(イ)有人警備	能力	警備責任者の資質、能力
	員数	緊急時における増員体制
(ウ)機械警備	範囲	指定した範囲の機械警備の提案度合(加害行為を早期探知、業務効率に資する機器か)
		機械警備の範囲は十分か
	設置方法	通信方法の確実性(断線時対応)、機器取扱いの簡便性、未警備状態の防止方法

	設置方法について、文化財保護の視点があるか
(エ) 見積金額	上限金額からの削減

- (2) ヒアリング審査では、本業務を受託した場合に警備士責任者として配置を予定している警備士への質疑を行うことから、警備士責任者予定者を必ず出席させること。本業務受託後、本市の同意を得ずに、当該予定者を警備士責任者として配置しない場合、業務不履行と見なす場合があるため、留意すること。
- (3) 参加者が1者のみであっても、プロポーザルが成立することとし、審査・選定を行う。
- (4) 配点については、以下のとおりとし、評価点は60点以上であることを選定の条件とする。
- ア 警備全般（30点満点）
 - イ 有人警備（30点満点）
 - ウ 機械警備（30点満点）
 - エ 見積金額（10点満点）
- (5) 審査は、以下の委員が行う。
- 【審査委員】（3名）
- 文化市民局 元離宮二条城事務所長
 - 文化市民局 文化芸術都市推進室 文化財担当部長
 - 文化市民局 元離宮二条城事務所 総務課長
- (6) 審査結果については令和5年2月13日（月）までに、参加者全員に郵送により通知するとともに、参加者全員の社名及び評価点を、二条城のHP上で公表する。

8 委託予定先の選定

- 審査の結果、選定された候補者については、業務内容等の条件についての確認を行った後、「委託予定先」として位置づける。
- 正式な契約締結は、令和5年4月1日に行う。
- また、候補者と業務内容等の条件について、合意に達しない場合は、候補者に次いで評価の高かったものを候補者とする。
- ただし、本件に係る予算が成立しないときは、選定は無効とする。
- この場合において、本件のために行った準備行為等に係る費用が既に発生していても、その費用を京都市に請求することはできない。

9 その他重要事項

- (1) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出期限以降における技術提案書の差替及び再提出は、明らかな誤字脱字等があるときで、本市の承諾を得た場合のほかは認めない。
- (4) 技術提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合は、失格となることがある。
- (5) 技術提案書に記載された見積金額が予定価格を超えた場合、各業務の警備員数が仕様書で指定する員数を下回った場合、及びヒアリング審査に警備士責任者として配置を予定している警備士を出席させない場合は、失格となる。
- (6) 参加資格確認書類又は技術提案書に虚偽の記載をした場合は、資格確認書類又は技術提案書を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対してはその名を公表し、今後実施するプロポーザル及び京都市競争入札等取扱要綱に規定される競争入札への参加を停止する場合がある。また、契約締結後に発覚した場合は、契約を解除し、違約金を請求する場合がある。
- (7) 本業務の受託によって、本件に関連する業務等を優先的に受託できることはない。また、

関連する業務の受託資格に影響を及ぼすこともない。

- (8) 包括的な業務の再委託（機械警備の全て、常駐警備の全てを再委託する等）を禁止する。
例外的に、一部の履行を第三者に委託する必要がある場合は、あらかじめ本市の承認を得ること。